

交付図書の訂正について

令和4年1月28日付けで入札公告を行った「常磐自動車道 杉目地区盛土のり面補修工事」に係る交付図書に一部誤りがあったため、別添のとおり訂正します。

なお、当社ホームページ掲載の交付図書についても、同日付で訂正したものに改めておりますので、再度、交付図書をご確認ください。

令和4年2月4日

契約責任者

東日本高速道路株式会社
東北支社仙台東管理事務所
所 長 成澤 徹

【訂正内容】

・ 拡大型指名競争入札の公表

※訂正箇所は、別添「正誤表」をご確認ください。

正 誤 表

工事件名) 常磐自動車道 杉目地区盛土のり面補修工事

対象	誤		
<p>拡大指名競争入札の公表 2 P ~ 3 P 3 - 1 非指名者の参加資格</p>	<p>3. 指名を受けていない者（以下「非指名者」という。）の競争参加に関する事項</p> <table border="1" data-bbox="546 437 1877 1326"> <tr> <td data-bbox="546 437 719 1326"> <p>3 - 1 非指名者の競争参加資格</p> </td> <td data-bbox="719 437 1877 1326"> <p>非指名者のうち、次の「①及び③」又は「②及び③」のいずれかに該当する者は、本件競争入札に参加することができる。なお、審査基準日（3 - 4 競争参加に必要な手続き（1）に示す競争参加資格確認申請書の提出期限の日をいう。以下同じ。）以降落札者決定の日までの間に該当しなくなった場合は、以後、本件競争入札手続きに参加することができない。</p> <p>①審査基準日において、NEXCO東日本の「令和3・4年度競争参加資格」の有資格者のうち2 - 3 指名基準の（1）から（3）及び（5）^{（注）}から（8）を満たす者</p> <p>②審査基準日において、NEXCO東日本の「令和3・4年度競争参加資格」の無資格者のうち2 - 3 指名基準の（1）、（3）及び（5）^{（注）}から（8）を満たす者</p> <p>③審査基準日から落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO東日本から「地域2」において競争参加資格停止措置を受けていないこと。</p> <p>〈注〉工事成績評定点合計を発注者から通知されている場合で次のイ)又はロ)に該当する工事は、2 - 3（5）の企業の同種工事の施工実績として認めない。このため、本件競争入札への参加を希望する非指名者は、提出する企業の同種工事の施工実績につき次のイ)及びロ)に該当しない工事であることを自ら確認・誓約のうえ、競争参加資格確認申請を行うこと。</p> <p>イ) NEXCO東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が65点未満の工事</p> <p>ロ) 上記以外の高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めない工事</p> </td> </tr> </table>	<p>3 - 1 非指名者の競争参加資格</p>	<p>非指名者のうち、次の「①及び③」又は「②及び③」のいずれかに該当する者は、本件競争入札に参加することができる。なお、審査基準日（3 - 4 競争参加に必要な手続き（1）に示す競争参加資格確認申請書の提出期限の日をいう。以下同じ。）以降落札者決定の日までの間に該当しなくなった場合は、以後、本件競争入札手続きに参加することができない。</p> <p>①審査基準日において、NEXCO東日本の「令和3・4年度競争参加資格」の有資格者のうち2 - 3 指名基準の（1）から（3）及び（5）^{（注）}から（8）を満たす者</p> <p>②審査基準日において、NEXCO東日本の「令和3・4年度競争参加資格」の無資格者のうち2 - 3 指名基準の（1）、（3）及び（5）^{（注）}から（8）を満たす者</p> <p>③審査基準日から落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO東日本から「地域2」において競争参加資格停止措置を受けていないこと。</p> <p>〈注〉工事成績評定点合計を発注者から通知されている場合で次のイ)又はロ)に該当する工事は、2 - 3（5）の企業の同種工事の施工実績として認めない。このため、本件競争入札への参加を希望する非指名者は、提出する企業の同種工事の施工実績につき次のイ)及びロ)に該当しない工事であることを自ら確認・誓約のうえ、競争参加資格確認申請を行うこと。</p> <p>イ) NEXCO東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が65点未満の工事</p> <p>ロ) 上記以外の高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めない工事</p>
<p>3 - 1 非指名者の競争参加資格</p>	<p>非指名者のうち、次の「①及び③」又は「②及び③」のいずれかに該当する者は、本件競争入札に参加することができる。なお、審査基準日（3 - 4 競争参加に必要な手続き（1）に示す競争参加資格確認申請書の提出期限の日をいう。以下同じ。）以降落札者決定の日までの間に該当しなくなった場合は、以後、本件競争入札手続きに参加することができない。</p> <p>①審査基準日において、NEXCO東日本の「令和3・4年度競争参加資格」の有資格者のうち2 - 3 指名基準の（1）から（3）及び（5）^{（注）}から（8）を満たす者</p> <p>②審査基準日において、NEXCO東日本の「令和3・4年度競争参加資格」の無資格者のうち2 - 3 指名基準の（1）、（3）及び（5）^{（注）}から（8）を満たす者</p> <p>③審査基準日から落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO東日本から「地域2」において競争参加資格停止措置を受けていないこと。</p> <p>〈注〉工事成績評定点合計を発注者から通知されている場合で次のイ)又はロ)に該当する工事は、2 - 3（5）の企業の同種工事の施工実績として認めない。このため、本件競争入札への参加を希望する非指名者は、提出する企業の同種工事の施工実績につき次のイ)及びロ)に該当しない工事であることを自ら確認・誓約のうえ、競争参加資格確認申請を行うこと。</p> <p>イ) NEXCO東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が65点未満の工事</p> <p>ロ) 上記以外の高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めない工事</p>		

対象	正		
<p>拡大指名競争入札の公表 2P～3P</p> <p>3-1 非指名者の参加資格</p>	<p>3. 指名を受けていない者（以下「非指名者」という。）の競争参加に関する事項</p> <table border="1" data-bbox="555 384 1868 1310"> <tr> <td data-bbox="555 384 725 1310">3-1 非指名者の競争参加資格</td> <td data-bbox="725 384 1868 1310"> <p>非指名者のうち、次の「①、③及び④」又は「②、③及び④」のいずれかに該当する者は、本件競争入札に参加することができる。なお、審査基準日（3-4 競争参加に必要な手続き（1）に示す競争参加資格確認申請書の提出期限の日をいう。以下同じ。）以降落札者決定の日までの間に該当しなくなった場合は、以後、本件競争入札手続きに参加することができない。</p> <p>①審査基準日において、NEXCO東日本の「令和3・4年度競争参加資格」の有資格者のうち2-3 指名基準の（1）から（3）及び（5）^{（注）}から（8）を満たす者</p> <p>②審査基準日において、NEXCO東日本の「令和3・4年度競争参加資格」の無資格者のうち2-3 指名基準の（1）、（3）及び（5）^{（注）}から（8）を満たす者</p> <p>③審査基準日から落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO東日本から「地域2」において競争参加資格停止措置を受けていないこと</p> <p>④福島県内又は宮城県内に本店・支店・営業所等の本件工事を施工するために必要な機関を有していること。</p> <p>〈注〉工事成績評定点合計を発注者から通知されている場合で次のイ)又はロ)に該当する工事は、2-3（5）の企業の同種工事の施工実績として認めない。このため、本件競争入札への参加を希望する非指名者は、提出する企業の同種工事の施工実績につき次のイ)及びロ)に該当しない工事であることを自ら確認・誓約のうえ、競争参加資格確認申請を行うこと。</p> <p>イ) NEXCO東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が65点未満の工事</p> <p>ロ) 上記以外的高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事</p> </td> </tr> </table>	3-1 非指名者の競争参加資格	<p>非指名者のうち、次の「①、③及び④」又は「②、③及び④」のいずれかに該当する者は、本件競争入札に参加することができる。なお、審査基準日（3-4 競争参加に必要な手続き（1）に示す競争参加資格確認申請書の提出期限の日をいう。以下同じ。）以降落札者決定の日までの間に該当しなくなった場合は、以後、本件競争入札手続きに参加することができない。</p> <p>①審査基準日において、NEXCO東日本の「令和3・4年度競争参加資格」の有資格者のうち2-3 指名基準の（1）から（3）及び（5）^{（注）}から（8）を満たす者</p> <p>②審査基準日において、NEXCO東日本の「令和3・4年度競争参加資格」の無資格者のうち2-3 指名基準の（1）、（3）及び（5）^{（注）}から（8）を満たす者</p> <p>③審査基準日から落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO東日本から「地域2」において競争参加資格停止措置を受けていないこと</p> <p>④福島県内又は宮城県内に本店・支店・営業所等の本件工事を施工するために必要な機関を有していること。</p> <p>〈注〉工事成績評定点合計を発注者から通知されている場合で次のイ)又はロ)に該当する工事は、2-3（5）の企業の同種工事の施工実績として認めない。このため、本件競争入札への参加を希望する非指名者は、提出する企業の同種工事の施工実績につき次のイ)及びロ)に該当しない工事であることを自ら確認・誓約のうえ、競争参加資格確認申請を行うこと。</p> <p>イ) NEXCO東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が65点未満の工事</p> <p>ロ) 上記以外的高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事</p>
3-1 非指名者の競争参加資格	<p>非指名者のうち、次の「①、③及び④」又は「②、③及び④」のいずれかに該当する者は、本件競争入札に参加することができる。なお、審査基準日（3-4 競争参加に必要な手続き（1）に示す競争参加資格確認申請書の提出期限の日をいう。以下同じ。）以降落札者決定の日までの間に該当しなくなった場合は、以後、本件競争入札手続きに参加することができない。</p> <p>①審査基準日において、NEXCO東日本の「令和3・4年度競争参加資格」の有資格者のうち2-3 指名基準の（1）から（3）及び（5）^{（注）}から（8）を満たす者</p> <p>②審査基準日において、NEXCO東日本の「令和3・4年度競争参加資格」の無資格者のうち2-3 指名基準の（1）、（3）及び（5）^{（注）}から（8）を満たす者</p> <p>③審査基準日から落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO東日本から「地域2」において競争参加資格停止措置を受けていないこと</p> <p>④福島県内又は宮城県内に本店・支店・営業所等の本件工事を施工するために必要な機関を有していること。</p> <p>〈注〉工事成績評定点合計を発注者から通知されている場合で次のイ)又はロ)に該当する工事は、2-3（5）の企業の同種工事の施工実績として認めない。このため、本件競争入札への参加を希望する非指名者は、提出する企業の同種工事の施工実績につき次のイ)及びロ)に該当しない工事であることを自ら確認・誓約のうえ、競争参加資格確認申請を行うこと。</p> <p>イ) NEXCO東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が65点未満の工事</p> <p>ロ) 上記以外的高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事</p>		